

21教健第638号
平成21年10月21日

各教育事務所長・支所長
各 県 立 学 校 長
豊橋市立豊橋高等学校長 殿
豊田市立豊田養護学校長

愛知県教育委員会教育長

新型インフルエンザに関する対応（第17報）について（通知）

平成21年10月19日付けで文部科学省高等教育局私学部私学行政課及び同省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添のとおり事務連絡（以下「事務連絡」という。）がありました。

児童生徒等のインフルエンザに罹患後の再出席にあたっては、治癒証明書の提出を指示している例もありますが、インフルエンザの患者が急増している現在、治癒した者が証明書の発行のために医療機関を受診することは、医療体制を確保するうえで支障となることが考えられます。

については、事務連絡の趣旨を御理解いただき、各学校や地域の実情に応じて適切に対応してください。

なお、各教育事務所・支所にあつては、管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会にあつては、所管の学校（幼稚園・専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して周知をお願いします。

担 当 健康学習課保健・給食グループ（鈴木）
電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6965